



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 4月 2日金曜日 第1546号外 1

◇ 目 次 ◇

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果の公表..... 1

監 査 公 表

○公表第 4 号

平成16年 2月 4日付けで、今治市南高下町三丁目 2 番10号 奥村悦夫外 5 名から提出された愛媛県教育委員会教育長らに関する措置請求について、次のとおり決定した。

平成16年 4月 2日

| | |
|---------|---------|
| 愛媛県監査委員 | 小 川 一 雄 |
| 同 | 吉 久 宏 |
| 同 | 柳 澤 正 三 |
| 同 | 西 原 進 平 |
| 決 定 書 | |

今治市南高下町三丁目 2 番10号

請求人 奥村悦夫

今治市片山三丁目 6 番 5 号

同 高井弘之

松山市萱町五丁目 2 番地 1

同 中島清延

北条市宮内甲 202 番地

同 西原一宇

松山市福角町甲51番地 188

同 山中哲夫

今治市山路 876 番地14

同 弓山正路

平成16年 2月 4日付けで上記請求人らから提出された愛媛県教育委員会教育長らに関する措置請求について、次のとおり決定する。

主 文

請求人らの請求を却下する。

第 1 請求の要旨

請求人らの愛媛県職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の内容、証拠の提出及び意見陳述の内容を総合すると、請求の要旨は、次のとおりである。

1 平成13年 8月 2日開催の愛媛県教育委員協議会に係る費用の返還について

(1) 愛媛県教育委員会（以下「県教委」という。）は、平成13年 8月 2日に愛媛県教育委員協議会（以下「協議会」という。）を地方職員共済施設「道後えひめ」において開催し、歴史教科書の採択に関わる審議を行った。このことは、同月11日付けの朝日新聞にも掲載されている。

(2) 愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）は、協議会について、「教育委員会臨時会でもなく

、非公式の会で勉強会だから、それぞれの教育委員が意見を述べる場でもない。正式な審議、採択の会でもない。だから議事録も執っていない。」と答えている。なぜ県教委は、教科書採択に関する審議を教育委員会臨時会において行わず、愛媛県教育委員会会議規則にもない協議会を外部施設で開催し、何を協議したのであるうか。

(3) この協議会が開催された理由は、愛媛県知事加戸守行（以下「知事」という。）が扶桑社版中学歴史教科書（以下「扶桑社版歴史教科書」という。）を採択させようとの目的で当時の吉野内教育長（以下「前教育長」という。）に五役会議などで「扶桑社版歴史教科書がベスト」と何度も述べて圧力を加えるといった不当な政治介入を行ったため、前教育長はこの不当な介入を受け入れ、県教委の平成14年度使用義務教育諸学校教科用図書選定に関する愛媛県義務教育諸学校教科用図書採択基準及び愛媛県義務教育諸学校教科用図書選定資料（以下「選定資料」という。）では「ベスト」ではない評価を受けている同歴史教科書を事務局案とし、平成13年 8月 8日の愛媛県教育委員会会議（以下「8月定例会」という。）において採択させるため、議事録を執り公開すると県教委にとって「まずい」内容の話となることから、県教委は、あえて協議会として開催したものであり、違法な採択を行うための不正な協議会であったことは明白である。

(4) このように、協議会は、本来なら臨時教育委員会として行わなければならない教科書採択に関する審議を行ったにもかかわらず協議会と称して非公開で行い、協議内容も知事の不当な政治介入を受け入れ違法な採択を行うための不正なものであった。

(5) よって、協議会の開催に要する費用として支払われた会場使用料及び教育委員に対する旅費は、当然不法な公金の支出に当たるので、前教育長を含む当時の教育委員 6 名（以下「前教育長ら」という。）は、その費用を愛媛県に返還すべきである。

2 選定資料に係る作成費用の返還について

(1) 前教育長は、知事の不当な政治介入を受けて、扶桑社版歴史教科書を採択するための一つの条件整備として、選定資料の作成において不正な画策を行った。その内容は、扶桑社版歴史教科書の評価にとってマイナスとなる調査項目を削除し全体の評価においてもその評価を均一化し、同歴史教科書の評価を相対的に高くなるようにあるいは低くならないように恣意的に改変したもので、他の歴史教科書との大きな評価の差をなくしている。この結果、選定資料における扶桑社版歴史教科書の評価は「ベスト」ではなかったが、2 番目の評価を受けるグループとして位置付けられた。

(2) また、前教育長は、選定資料において最も高い評価を受けた教科書を採択するというこれまでの慣例を破り、選定資料では「ベスト」ではない扶桑社版歴史教科書を事務局案として選定し、協議会で相談したとおり8月定例会で同歴史教科書を違法に不正に採択したのである。

(3) よって、この不正な画策を指示した前教育長は、選定資料の作成費用として支払われた愛媛県教科用図書選定審議会（以下「審議会」という。）に係る報酬（平成13年5月分及び同年6月分）を愛媛県に返還しなければならない。

3 住民監査請求の請求遅延の理由等について

前記1及び2の違法・不正な行為については、秘密裏に行われたものであり、協議会の実施については平成13年8月8日の時点で承知していたものの、当該違法・不正行為と協議会の実施場所が明らかになったのは、およそ2箇月前に愛媛県に公文書公開を求め、この公文書を詳しく調査した結果であることを付け加えておく。また、協議会の議事録については、公文書が存在しないとの理由で非公開通知があったことも併せて付け加えておく。

4 扶桑社版歴史教科書の採択に関連する訴訟費用の返還及び指定代理人（事務局職員）の給与の支払について

(1) 扶桑社版歴史教科書の採択に関する違法・不正な行為については、前記1及び2のとおりである。これらについては、知事は教育基本法（昭和22年法律第25号）第10条で禁止されている不当な政治介入を絶大な知事権力を背景にして故意に行い、前教育長も知事の政治介入を受け入れ結託し同法に違反している。また、前教育長らは、相談、共謀し、扶桑社版歴史教科書を違法に不正に採択している。

(2) 知事、県教委及び前教育長らが、このような明らかな違法行為に対して愛媛県民を始め多くの人々によって訴えられている教科書採択無効確認請求訴訟（松山地方裁判所平成14年（行ウ）第1号）及び教科書採取消し・損害賠償請求訴訟（松山地方裁判所平成14年（行ウ）第11号）（以下「教科書採択関連訴訟」という。）では、知事及び前教育長らは、A弁護士を訴訟代理人として選任し、その訴訟費用を公費（知事は私費）で支払っている。故意による違法な行為に伴って起こされた訴訟に関する費用は、当然、前教育長らが私費で支払うべき費用である。

(3) よって、前教育長らに対し、平成15年3月に当該訴訟費用として支出した弁護士報酬（着手金及び日当）を速やかに愛媛県に返還するよう求める。

(4) また、前教育長は、当該訴訟の指定代理人として事務局職員5名を指定し出廷させているが、そもそも当該訴訟は被告らの違法な行為に関する訴訟であるので、当然、当該事務局職員の給与のうち出廷に要した時間分の額は、被告である前教育長らが支払うべきである。

第2 決定の理由

1 前教育長らは、協議会において支払われた費用を愛媛

県に返還すべきかどうかについて

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、いつまでも監査請求の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を当該行為があった日又は終わった日から1年以内と定めている。しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裏にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合や、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合等にもその趣旨を貫くのは相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができるようにされている（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決参照）。

(2) これを本件についてみると、協議会の開催に要する費用として支払われた会場使用料及び教育委員に対する旅費は、それぞれ平成13年8月28日及び同年9月11日に支出され、本件請求は、本件支出のあった日から1年を経過していることを監査途上で確認した。

また、協議会が平成13年8月2日に開催されたことについては、請求人らは、同月8日に知っていた旨陳述するほか、本件請求書に同月11日付けの朝日新聞に掲載された旨の記載があり、本件請求書に添付された事実証明書（同月18日及び20日付けの愛媛新聞の掲載記事）からも確認される。

(3) 請求人らは、協議会が秘密裏に行われた行為であることをもって請求遅延（財務会計上の行為の不知）の正当性を主張しているが、一般に地方公共団体の財務会計上の行為は、その存否、内容及び支出理由を公表しないのが通常であるとはいえ、(2)の状況から判断し、請求人らは、当該新聞報道の日を基準とする請求期間内に、相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に本件財務会計行為の存在及び内容を知ることができたというべきであり、また、本件の各支出に関して主張されている違法事由が違法な採択を行うためにあえて不当な協議会を開催したことであったことからすれば、その事由を主張して住民監査請求をするために特に時日を要するものではない。

(4) したがって、請求人らが当該基準日から相当な期間内に住民監査請求をしなかったことにつき、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは言えず、適法な請求とは認められない。

2 前教育長は、選定資料に係る作成費用を愛媛県に返還すべきかどうかについて

(1) 選定資料に係る作成費用のうち、請求人らが違法、

不当な公金支出であると主張する審議会委員の報酬（平成13年5月分及び同年6月分）は、それぞれ平成13年5月7日及び同年6月25日に支出され、本件請求は、本件支出行為のあった日から1年を経過していることを監査途上で確認した。

- (2) また、県教委が平成13年7月9日開催の愛媛県教育委員会会議（以下「7月定例会」という。）において審議会から答申を受けた選定資料（調査書）を承認したことは、本件請求書に添付された事実証明書（平成13年8月18日付けの愛媛新聞の掲載記事）によって確認されており、請求人らは、当該事実証明書をもって、選定資料が7月定例会で承認されたことを認識していたというべきであり、当該新聞報道された日を基準日とする請求期間内に相当の注意力をもってしても本件財務会計上の行為の存在及び内容を知り得ず住民監査請求を提起することが不可能又は困難であったとは認めすることはできない。
- (3) したがって、請求人らが当該基準日から相当な期間内に住民監査請求をしなかったことにつき、法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは言えず、適法な請求とは認められない。
- (4) ところで、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は、地方公共団体の財産上に何らかの損害を与え、ひいては住民の利益の侵害につながる財務会計上の事務処理にのみ関連するものに限られ、それ以外の一般行政上の行為については、たとえそれらが何らかの財務的效果が生じることがあるとしても、これを住民監査請求の対象とすることはできないと解されている。

これを本件についてみると、請求人らは、審議会委員の報酬に係る公金支出が違法、不当であると主張しながら、その理由としては、前教育長が選定資料を改変するために不正な画策を秘密裏に行ったという当該支出とは直接関係のない扶桑社版歴史教科書の採択までの一般行政上の事務手続について疑念を述べているのみであり、当該支出に関する具体的な違法性又は不当性に関する摘示はない。詰まるところ、本件請求は、公金支出の違法性というよりは、むしろ、選定資料を否定的に評価した上で選定資料の当否を問うものであって、かかる請求は、住民監査請求の対象とならない事項を対象とするものである。

よって、請求人らの主張は、財務会計上の違法又は不当な行為があると認めるときに監査を求めるとする住民監査請求の請求要件を満たしているとは言えず、支出行為における違法又は不当の事実を個別的かつ具体的に摘示しているとも言えないものであり、適法な請求とは認められない。

- 3 教科書採択関連訴訟に係る弁護士報酬及び前教育長が当該訴訟の指定代理人として出廷させた事務局職員5名の給与は、前教育長らが私費として支払うべき費用であるのかどうかについて

- (1) 住民監査請求において主張することができる違法又は不当の事由は、当該財務会計上の行為自体に存在す

る財務会計法規上のもののほか、当該行為と事実上直接的な関係に立つ非財務会計上の行為に法令違反があって、これを看過しては執行機関の法第138条の2の規定による義務違反をもたらすような場合のものを含むものと解されている。

また、財務会計上の行為の原因となる行為の違法によって当該財務会計上の行為が違法となるためには、少なくとも、当該原因行為が当該財務会計上の行為を行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係があることを要するとされている。

- (2) これを本件についてみると、請求人らは、教科書採択関連訴訟が故意による違法な行為に伴って愛媛県民を始め多くの人々により起こされたものである旨主張し、その理由として、五役会議での知事の発言のほか、前述の選定資料の改変や協議会での協議内容、平成13年8月8日に開催された8月定例会での扶桑社版歴史教科書の採択決定の違法性、不当性について言及しているものと解される。
- (3) ところで、地方公共団体又はその機関が当事者となる訴訟事件において、弁護士報酬は訴訟代理人としての委任契約に基づいて支出され、職員の給与はその勤務に対する対価として支出されるものであるから、請求人らが違法又は不当であると主張する理由として掲げる五役会議での知事の発言や選定資料の改変等の各行為とは一体のものともみることのできない別個の行為であり、事実上直接的な関係に立つ非財務会計上の行為でもないことは明らかである。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）等に基づき提訴された訴訟について、地方公共団体又はその機関が行政施策上の判断に基づき応訴して訴訟活動を行うのは地方公共団体が行う事務として認められるものであり、地方公共団体がその事務に要する費用を支出し、地方公共団体の関係部局の職員が従事するのも当然のことである。

よって、訴訟費用支出の根拠となる当該委任契約や職員の勤務状況の違法性又は不当性に関して何ら摘示することなく、単に教科書採択関連訴訟が故意による違法な行為に伴って県民により起こされたものであることをもって本件財務会計上の行為を違法又は不当とする請求人らの主張は、住民監査請求の請求要件を満たし得る具体的な財務会計上の行為の違法性、不当性を指摘するものではないことから適法な請求とは認められない。

- (4) なお、教科書採択関連訴訟の被告である教育委員会と各教育委員（個人）とは、それぞれA弁護士との間で同人を訴訟代理人とする委任契約を個別に締結しており、また、県教委の応訴費用は、教育委員会委員長とA弁護士との間で締結された公正な契約に基づき、行政庁である教育委員会を被告とするものに限り適正に支出されていること及び5名の職員の出廷は、行政庁である教育委員会を被告とする当該訴訟について、適法な職務命令に基づき、職務専念義務に違反する

ことなく職務命令に忠実に従ったものであることを監査途上において確認している。

第3 結論

以上のとおり、本件措置請求は、適法な請求とは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

平成16年3月24日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 愛媛県監査委員 | 小 | 川 | 一 | 雄 |
| 同 | 吉 | 久 | 宏 | |
| 同 | 柳 | 澤 | 正 | 三 |
| 同 | 西 | 原 | 進 | 平 |